資料４

大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会の進め方

**目的 （評価委員会によるモニタリングの目的）**

モニタリングにより、指定管理者業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに利用者サービスの向上につなげていくために実施する。

評価委員会は、指定管理者の自己評価、府の評価、利用者満足度調査の結果等について府から報告を受け、評価の内容について点検を行い、指定管理者の業務の改善点等について、府に指摘・提言を行う。

**【評価の枠組み】**

指定管理者

③ヒアリング

⑥必要に応じて

ヒアリング等

　　　　　　　　　　　　　　②報告

⑤評価結果を報告

指定管理者評価委員会

大阪府

**⑧指摘・提言**

**■評価の流れ**

* 1. 指定管理者が自己評価
  2. 指定管理者が府へ自己評価結果を報告
  3. 府が指定管理者へヒアリング
  4. 府が指定管理者を評価
  5. 府が指定管理者に対して行った評価結果（利用者満足度調査の結果を含む）を評価委員会へ報告
  6. 必要に応じ、評価委員会が指定管理者に対してヒアリング等を実施
  7. **評価委員会が府の評価の内容について点検を実施**
  8. **評価委員会が府に対して指摘・提言**
  9. 府が対応方針を策定